

令和6年度第2回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年5月10日(金)
午後 14時07分～14時37分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 12名

(会場参加)

赤嶺 博之 委員	池田 博 委員	上原 亀一 委員
大嶺 嘉昭 委員	八前 隆一 委員	新立 弘子 委員
城間 恒浩 委員		

(Web参加)

大城 和夫 委員	当真 聡 委員	大谷 健太郎 委員
藤田 喜久 委員	山川 彩子 委員	

事務局職員 3名

井上 顕 (事務局長)	米丸 浩平 (主任書記)
松崎 遣大 (主任書記)	

(漁業取締船はやて船長)

古屋 慎一

○事務局(井上) 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まず、資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書の2点でございます。書類の不足がありましたらお申しつけください。

なお、事前に通知している事案のうち、南大東及び北大東海域の潜水漁業に関する操業承認申請については、潜水器ではなくて追込網漁業を行いたいということでしたので、議案より取り下げしております。

また、ウミガメの採捕承認について、議案から漏れておりました。事務局の確認不足で大変申し訳ございません。おわびいたします。

いつもの約束事です。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお

願います。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いいたします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日はウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてからの発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、ご意見がありませんでしょうか。不都合がある方があれば、画面共有して進行していきたいと思っておりますので、画面共有しなければ画面共有しないで進行していきたいと思っております。

では、ただいまより、令和6年度第2回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、池田委員、大嶺委員、八前委員、新立委員、城間委員の7名にお越しいただいております。

ウェブでは、大城委員、当真委員、大谷委員、藤田委員、山川委員の5名に参加いただいておりますので、委員定数の15名に対し12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いします。

上原会長、よろしく願いいたします。

○上原会長 皆さん、こんにちは。

これより本日の議事を進めさせていただきたいと思っております。

本日は、議案として3案と報告事項が2件提案されてございますので、ご審議をよろしく願いをいたします。

議事に先立ちまして、本日の議事録署名人のご指名をさせていただきたいと思っておりますが、本日の議事録署名人、池田委員と新立委員のお二方をお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

【第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について】

○上原会長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてを提案をします。

事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは、事務局からご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

今回は、年度の更新に伴う再承認申請が10基分と恩納村漁協さんから昨年度流失したものの型式や敷設位置変更をする新規承認申請が2基分来ておりますので、ご審議をお願いいたします。委員会指示の抜粋を枠内のほうに記載しておりますので、ご確認をお願いします。

また、次のページ、進んでいただきまして、こちらのほうが分かりやすいかと思えます。承認の流れについて、フロー図に今回の申請を赤矢印で示しておりますので、ご確認ください。

恩納村漁協の新規承認の2基が左側の矢印、再承認申請の10基分が右側の矢印に該当します。

なお、確認位置が協議位置から2分以内の場合、再承認において協議書は不要となっております。

審議に当たりまして、本日時点の浮魚礁の承認基数等の一覧を3ページと4ページのほうにブロックごとにまとめておりますので、ご確認ください。

続きまして、5ページのほうをご覧ください。

こちらが今回の申請の一覧となっております。

まず、恩納村漁協の新規承認についてですが、2基とも令和5年度に流失したものについて、恩納1号に関しては、表層型から中層型へ型式の変更及び敷設位置の変更、真栄田1号については、恩納6号から位置と名称を変更するという事で、新規の承認申請があります。こちらに関しての申請書類は、6ページから13ページのほうに掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、添付されている写真のほうは敷設する予定の位置の水深や座標を示す写真となっております。

続きまして、年度の更新に伴う再承認ですけれども、もう一度5ページのほうにお戻りください。

今回は、伊江漁協、伊江村、恩納村漁協、南城市、与那城町漁協から計10件の申請があります。与那城町漁協の1基のみが表層型で、残りは中層型となっております。このとき、敷設位置が協議位置より2分以上離れていなければ協議書不要の再承認となっております、申請いただいた10件の全てが2分以上離れていないことを事務局のほうで確認しております。

なお、恩納村漁協の富着1号という再承認に関して、去年までの名称が恩納中2号だったところを今年は富着1号というふうに名称を変えたいということで、富着1号としてですが、再承認申請となっております。

こちら、10基の申請書類が14ページから31ページのほうに掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、名称変更の富着1号に関しては、24ページのほう、位置も付箋もつけた状態で掲載しておりますので、ご確認ください。

最後に、32ページのほうに今回申請のある浮魚礁の位置図のほう掲載しておりますので、ご確認ください。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○上原会長 ただいま事務局より説明が終わりましたが、本件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

八前委員、どうぞ。

○八前委員 恩納村と新規の承認なんですけれども、今から入れるよということによろしいんですね。今からここに入れますよということの申請ということによろしいんですか。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（米丸） そのとおりでございます。

○上原会長 池田委員、どうぞ。

○池田委員 ちょっと確認ですけれども、この図面からはこの水深、これがちょっとどこに書いてあるのかちょっと分からないんですけれども、これ何メートルのところに設置するのか。本来であれば、水深、ブロックの長さが、このブロックの長さは大体合計すれば分かるんですけれども、水深が全然書いていない。書いていないね、書いてある。

○事務局（米丸） 事務局から説明不足で申し訳ありません。

新設の2基については、写真の方で12ページとか、あとは7ページ、約300メートルから350メートルの水深帯に設置するという事です。よろしくお願いたします。

○池田委員 分かりました。

○上原会長 ほか、ございませんか。

特にご意見ないようですので、お諮りしたいと思います、よろしいですか。

（「はい」という声、あり）

○上原会長 では、第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請については、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○上原会長 ありがとうございます。ご異議等ございませんので、第1号議案については、申請のとおり承認をすることといたします。

【第2号議案 マチ類資源の保護培養に関する委員会指示違反について】

○上原会長 次に、第2号議案 マチ類資源の保護培養に関する委員会指示違反について、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは、事務局のほうからご説明いたします。
議案書33ページのほうご覧ください。

マチ類資源の保護培養に関する委員会指示違反についてということで、水産課長のほうから当委員会宛てに報告がありました。

本件は、指示違反に対する処分ということで、今回委員会で審議いただく予定だったところなんですけれども、委員会指示の記載内容等を照合しまして、水産庁にも確認をしたところ、委員会指示違反で処分は難しいという回答がありました。

本件に関しては、本日、取締船はやての古屋船長にご出席いただいておりますので、説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○漁業取締船はやて（古屋） 漁業取締船はやての古屋と申します。ちょっと慣れないところもございまして、聞きづらい部分があったら、またご指摘いただくようお願いいたします。

それでは、第2号議案について状況を説明させていただきます。

本事案は、水産庁取締船の違反現認に関する情報提供を端緒とし、本県漁業監督吏員3名が遊漁船事業者、今回は船長に対して委員会指示違反の疑いで検査、質問を行った結果、保護区域内、沖ノ中ノソネ保護区域内での一本釣り遊漁の事実が認められたとして船長を違反者としてこの委員会のほうへ報告を行う予定でした。

しかしながら、本件は船長自身が直接水産動植物の採捕に関係していないため、条文上の「採捕してはならない」という部分に該当するかどうかという懸念があったことから、水産庁へ見解を求めたところ、同庁から「この場合、一本釣りを行った乗客が違反行為の対象であり、船長に対して委員会指示違反の処分は難しい」旨の回答をいただきました。

当時、遊漁船のほうには7名の県外在住者が乗客として乗船しておりましたが、乗船者の詳細については確認ができておりません。ただ、船長への取調べの際に乗客から漁場の指示や要望があったという話が出ていないことから、この乗客が保護区の存在や当時操業していた位置について認識していなかった可能性が高く、そういった乗客に対して委員会指示違反の対象者として取り扱うことは適切かどうかという部分がありまして、今回この乗客に対して処分の検討はしておりません。

また、本件違反行為については、最も反省を促さなければならないの

は当該船長であるという認識から、処分の方法について前述の水産庁担当者とは相談したところ、委員会指示違反ではなく遊漁船業の適正化に関する法律、遊適法、こちらの第16条に基づいた行政処分であれば、ペナルティーとして適切ではないかと。

ただ、同項第20条では、業務改善命令という形で再犯に対して業務の改善を指示することができるということで、こちらのほうが処分として望ましいのではないかとというアドバイスをいただきました。

以上のことから、本事案については、今回この場で違反事実のあった、委員会指示の違反事実があったとして報告はさせていただきますが、今後につきましては、遊適法違反として水産課のほうで対応させていただく予定となっております。

以上です。

○事務局（米丸） 古屋船長、ありがとうございました。

今、簡単に説明があったんですけれども、本件に関しては八重山漁協に所属している遊漁船業の登録を受けた方がお客様を7名連れて沖ノ中ノソネで一本釣りによる採捕をさせたということで、水産庁から情報提供があったところなんですけれども、よくよく委員会指示の記載を確認したところ、議案書のほうでは委員会指示の内容として40ページに記載があるんですけれども、委員会指示の第2のほう、当該保護区域においては、水産動植物を採捕してはならないということなので、今回違反に問うことができるのは採捕をしたお客さんのほうになるんですけれども、お客さんがこの委員会指示を認識していたかというところが今となっては確認も難しい。どなたを乗せていたかも分からないというところと、あくまで案内をしたのは遊漁船の船長、本人ということで、こちらを処分すべきというところで今回、委員会指示違反は問えないところなんですけれども、遊漁船業の適正化に関する法律というところで、保護区だったり採捕してはいけないというような内容を周知しなければならないという義務を怠ったということで、こちらは水産課のほうで処分、行政指導のほうを検討していきたいということになります。

よって、今回議案として提案させていただいたところなんですけれども、報告という形で取扱いいただければと思います。

事務局からは以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

○上原会長 はい、ただいま2号議案について、事務局のほうから、委員会指示違反ということではなく、遊適法違反ということでの行政指導を検討したいという旨の説明がございました。

この件について、何か委員の皆様からご意見、ご質問等がありました

らお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

○城間委員 よろしいですか。

○上原会長 はい、じゃ、城間委員。

○城間委員 幾つかお伺いしたいんですけども、まず委員会指示の、例えば今後、この辺の拡大というんですか、解釈としての、もしくは適用、そういった採捕をしている人を助長するようなことをしている場合とか、そういったところまで委員会指示が広げられるかどうかということと、それとあと遊漁適正法ですか。

○事務局（米丸） 遊漁船業の適正化に関する法律。

○城間委員 この法律の行政指導によると、例えば何かその方が持っている漁業権とか、そういったものも影響が出てくるものなんですか。

○事務局（米丸） 事務局からお答えします。

遊適法の違反ということだと、まずは行政指導ということで改善をしてくださいという指導をすることになります。この違反が繰り返されると、今度は業務改善命令、それでも改善が見られないと営業停止処分だったり、登録の取消しという遊漁船業の登録に関する処分が下ることになります。

○城間委員 委員会指示のその辺の何ていうんですか。遊漁者を乗せて運んだということについて、何か拡大、今後適用できるかどうか。

○事務局（米丸） そのあたりは、今の書きぶりとしては採捕してはならないというところなので、ここを採捕させてはならないというような書きぶりにできるかというところは今後検討できるかとは思いますが、その辺はほかの委員会指示だったり、法令等を参考にしながら水産庁とも相談しながら、改善ができれば改善を目指していければと思っております。

○城間委員 分かりました。ありがとうございます。

○上原会長 はい、ほかございませんか。

（「なし」という声、あり）

○上原会長 特に、ご質問、ご意見等ないようですので、先ほど事務局のほうから提案があったとおり、本議案については、議案としてではなく、報告事項として取り扱うということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原会長 はい、じゃ、そのように報告事項という形で提案ということに変更させていただきたいと思います。

なお、後日行政指導の内容については、委員会のほうに、どういうふうにしたということは報告をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○事務局（米丸） はい、承知しました。

〔第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について〕

○上原会長 では、次に、第3号議案 ウミガメの採捕承認申請についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは、ご説明いたします。

議案書のほう51ページをご覧ください。

第3号議案 ウミガメの採捕承認申請についてということで、承認内容の変更申請が1件ありますので、ご審議のほうをお願いいたします。

なお、本件については、先ほどありましたけれども、事務局のほうの確認不足で開催通知のほうに漏れておりましたこと、改めておわびいたします。

それでは、51ページの枠内のほうに本委員会指示の抜粋のほう記載しておりますので、ご確認をよろしくお願ひします。

続きまして、52ページのほうご覧ください。

今回、日本ウミガメ協議会付属黒島研究所、研究員の亀田さんのほうから、東京大学と共同でバイオリギングに関する研究を行うため、承認の内容としては採捕従事者の追加が必要になったということで変更の申請があります。

なお、採捕頭数含め、その他の承認の内容については変更はありません。

続きまして、53ページから承認証の案のほう掲載しております。併せて61ページのほうに変更前の承認証も掲載しておりますが、54ページのほうに東京大学の大気海洋研究所の方4名を追記した以外は変更はございません。

55ページから60ページのほうに申請書類のほう掲載しておりまして、計画書のほう、計画書の変更部分については赤字で記載いただいておりますので、ご確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○上原会長 はい、ただいま3号議案について説明がございました。

研究員の追加という形になろうかと思いますが、この件について何か

ご質問、ご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

本件について、特にご異議がないようでございますので、お諮りをいたします。

第3号議案について、提案のとおり変更申請を承認するということがよろしいですか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。ご異議ないようですので、第3号議案については提案のとおり承認することといたします。

[報告事項1 くろまぐろ令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について]

○上原会長 本日の議案は以上であります。その他報告事項のほう事務局のほうから随時お願いをしたいと思います。

○事務局（松崎） それでは、報告事項の1のくろまぐろ令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてご説明をさせていただきます。

資料の63ページをご覧ください。

では、資料を読み上げさせていただきます。

令和6年4月30日、農林水産大臣より令和6管理年度（令和6年4月から令和7年3月まで）に係るくろまぐろの漁獲可能量について、都道府県別漁獲可能量の変更（追加配分）に関する通知がありました。

追加配分の通知文書につきましては、次のページの64ページに写しを掲載しております。

これらの通知文なんですけれども、漁業法第15条に基づいて、都道府県別に定めた数量のうち、くろまぐろ大型魚30キロ以上のものになります。こちらの沖縄県への配分量、当初147.5トンであったものを154.6トンに変更するものとなっております。追加配分の内訳といたしましては、沖縄県の昨年度からの繰越分3トンと国からの追加配分4.1トンを合わせた計7.1トンとなっております。

こちらを受けまして、沖縄県は令和6年5月2日付で知事管理漁獲可能量を変更し、公表しているところでございます。

漁獲可能量の変更についての内容は、資料65ページの別紙2にまとめておりまして、公表資料につきましては、資料66ページの別紙3にまとめておりますので、ご確認をいただきますようお願いいたします。

個体の変更に伴う手続なんですけれども、漁業法第16条の規定に基づきまして、海区漁業調整委員会の皆様の意見を聞くことが義務づけられ

ているところでありまして、こちらにつきましては、令和6年2月9日に開催されております海区漁業調整委員会であらかじめ答申いただいた内容に従って手続を行ったものとなっております。

また、ちょっと補足になるんですけれども、今回の追加配分に加えて、令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の追加配分については、5月下旬から6月上旬にかけて2回目の追加配分が沖縄県に実施される予定となっておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、昨日現在の漁獲状況についてなんですけれども、こちらは現在60.1トンとなっております、前期漁獲可能量138.9トンのうちの43.2%となっております。

今年度のくろまぐろの漁獲の積み上がり状況は比較的ゆっくりではあったんですけれども、ここ数日で急激に漁獲量が増えてきているところがございます。

事務局からの説明は以上です。

【報告事項2 ウミガメ採捕承認の実施計画の軽微な変更について】

○事務局（米丸） よろしいですか。

では、引き続き、報告事項の2のほうをご報告をさせていただきます。67ページをご覧ください。

こちらウミガメの採捕承認の実施計画の軽微な変更についてということです。先月の海区で承認いただいたウミガメの採捕の実施計画について琉球大学のジェームズ・デイビス・ライマー教授の承認内容なんですけれども、もともと、生きたウミガメに関しては読谷漁協の大型定置網で混獲されたものを採捕して利用するのみだったところ、やはり生きたウミガメに関しては、読谷漁協の定置網にかかったウミガメだけではなくて、沖縄近海を泳いでいるウミガメをサンプリングする可能性もあるということで、そこだけ変更したいということでしたので、承認の内容については何も変更のないところ、非常に軽微な変更ですが、この場を借りてご報告したいと思います。

68ページがその承認証の写しになります。69ページからが変更いただいた実施計画書となっておりますが、本当に67ページの変更事項の変更前後に記載されているとおり、泳いでいるウミガメを採捕する可能性があるということのみの変更となっております。

報告は以上になります。

○上原会長 はい、ありがとうございました。

報告事項の1と報告事項の2、ウミガメの部分とくろまぐろの部分なんですが、報告事項について何か委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、報告事項についてのご質問等はないようでございますので、以上をもちまして本日の議事、報告事項は全て終了しましたので、最後に附帯決議を取らせていただきたいと思います。

附帯決議、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 はい、ありがとうございます。

では、以上で審議を終わり、進行については事務局に戻します。委員の皆様、スムーズな運営に、協議にご協力いただきましてありがとうございました。

○事務局（井上） 上原会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様もお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

事務局から次回の日程についてアナウンスいたします。

令和6年度第3回委員会は、6月14日金曜日、14時から開催予定となっております。会場は、今回と同じく県庁6階第2特別会議室で、ウェブ併用の開催を予定しております。ご参加のほどよろしくお願いたします。

それでは、以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様、ご退席いただいて構いません。本日はお疲れさまでした。ありがとうございます。次回の委員会もよろしくお願いたします。

○上原会長 お疲れさまでした。